

あきる野市体育施設 指定管理者選定要領

平成23年10月

あきる野市教育委員会

目 次

1	対象施設	2
2	指定期間	2
3	候補者の審査方法	2
4	評価基準	3
5	選定方法	4
別紙 1（提出書類一式）		5

あきる野市体育施設指定管理者選定要領

この本要領は、あきる野市教育委員会が、あきる野市体育施設（市民プール）の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を総合的な観点により評価及び選定をするための方法、基準等を示すものである。

1 対象施設

市民プール

2 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで（3年間）

3 候補者の審査方法

（1）資格審査（書類審査）

提出書類を基に、教育委員会（教育部体育課）において、次の審査項目についての資格審査（書類審査）を行う。

【審査項目】

次に該当する申請は、資格がないものとする。

- ① 資格要件を欠くもの、又提出書類に不備があるもの
- ② 提出書類に虚偽の記載があったもの
- ③ その他選定に係る不正行為があったもの

1) 資格要件

- ① 施設に防火管理者の資格を有する人員が配置できること
- ② 施設の管理運営を安全かつ円滑に行える法人その他の団体（以下「団体」という。）であること
- ③ 団体又は代表者が、次に掲げるいずれにも該当しないこと
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - イ 申請期間において、あきる野市（以下「市」という。）の指名競争入札の指名の停止の措置を受けている者
 - ウ 法人の場合は、最新の営業年度の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、並びに法人住民税を滞納している法人
 - 団体の場合は、代表者の最新の所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税、並びに個人住民税を滞納している者
 - エ 会社更生法又は民事再生法等に基づき更正手続又は再生手続開始の申し立てがなされている者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条2号から第5号までに規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益と

なる活動を行う団体

カ あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

第2条の規定に該当しない団体

2) 提出書類

※ 別紙「提出書類一式」参照

3) 提出部数

15部（正本1部、副本14部）

(2) 第1次審査及び第2次審査

市が設置するあきる野市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、評価基準に基づき第1次審査及び第2次審査を行う。なお、申請団体が少数の場合には、第1次審査は実施しないものとする。

1) 第1次審査（書類審査）

提出書類を基に、選定委員会において評価を行い、選定委員会の各委員の評価合計を集計した総合得点に基づき、選定委員会において、総合得点の高い団体から第1次審査の通過者を選定する。

2) 第1次審査の結果の通知

第1次審査の結果を申請者全員に通知するとともに、第1次審査を通過した団体には、第2次審査について通知する。

3) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

選定委員会において、提出書類とプレゼンテーションを基に、プロポーザル方式で総合的に審査を行い、市民プールの設置目的を最も効果的に達成することができると思われる者を候補者として選定する。

4) 選定結果の通知

① 選定結果は、第2次審査の対象者に書面で通知する。

② 選定の公平性及び透明性を図るため、応募団体名、評価結果（総合得点、順位等）を市のホームページで公開（第1次審査を含む。）する。

4 評価基準

評価の採点は、次のとおり6段階の評価点（0点から5点まで）に係数（重点項目の比率）を乗じて採点する。

評価項目		評価点	係数	採点
1	団体の理念・姿勢	0～5	1	
2	団体の安定性	〃	1	

3	団体の継続性	〃	1	
4	団体運営の透明性・公平性	〃	1	
5	団体運営における法令等の遵守状況	〃	1	
6	運営実績	〃	1	
7	効率的・効果的運営への取組状況	〃	1	
8	受託への熱意・意欲	〃	1	
9	事業運営の独創性	〃	2	
10	施設管理の安全性への対応	〃	3	
11	利用者への対応状況（接遇・苦情対応）	〃	1	
12	社員等の育成状況	〃	1	
13	個人情報保護対策状況	〃	1	
14	自主事業などの提案	〃	2	
15	障がい者の雇用状況	〃	1	
16	管理運営に必要な提案金額	〃	1	
17	環境への配慮	〃	1	
18	地域雇用の状況	〃	1	
評価合計				

5 選定方法

第2次審査において、評価基準に基づき、選定委員会の各委員の評価合計を集計した総合得点が最も高い団体を候補者として選定する。ただし、この団体が出席委員数で算定する総合計の満点の5の3を超えていない場合においては「該当者なし」とし、別途、候補者の選定を行う。なお、総合得点が同点の場合は、採点の高い委員の多い申請者を上位とする。

また、候補者との協議の不調等により、当該団体が候補者を辞退等した場合には、次に高い評価を得た団体を候補者とすることができるものとする。

様式のサイズはA4版とします。ただし、官公庁の証明等で様式サイズが異なる場合は、この限りではありません。

1 事業者の概要、財務状況等に関する提出書類（事業者名の記載のあるもの各1部）

提出書類	記載内容等
(1) 指定管理者 指定申請書	あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する 条例施行規則第3条関係（様式第1号）
(2) 事業者概要 (様式任意)	団体の沿革 時系列で記載し、団体の事業内容も具体的に記載
	代表者の履歴
	役員名簿 他の法人との兼職者があるときは、その旨も記載
	団体の運営に関する資料 経営理念・方針、経営の効率化・透明性の確保、管理体制な どが分かる内容のもの
	施設管理運営の実績
(3) 定款・寄附行為、規 約その他これらに相当す る書類	最新のもの
(4) 法人登記簿謄本等	法人の場合は、現在事項全部証明書 法人格を有しない団体の場合は、団体の代表者の身分証明書 (申請の日前3か月以内に発行されたもの)
(5) 印鑑証明	申請の日前3か月以内に発行されたもの
(6) 財務関係書類 (様式任意)	指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業前年度を含 む過去3か年の財務諸表（損益計算書、貸借対照表を含む）
(7) 納税証明書等	①納税証明書その1（法人税） ※法人格を有しない団体の場合は、団体の代表者の所得税の 納税証明書 ②納税証明書その2（消費税及び地方消費税） ③法人事業税の納税証明書 ※法人格を有しない団体の場合は、必要なし ④法人住民税の納税証明書 ※法人格を有しない団体の場合は、団体の代表者の個人住民 税の納税証明書

2 事業者の概要、財務状況等に係る提出書類（事業者名の記載のないもの各1部）

提出書類	記載内容等
(8) 事業者概要 (様式任意)	団体の運営に関する資料 経営理念・方針、経営の効率化、透明性の確保、管理体制 などが分かる内容のもの
	施設管理運営の実績
(9) 財務関係書類 (様式任意)	指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業前年度の財務諸表（損益計算書、貸借対照表を含む）

3 事業運営に関する計画書等（事業者名の記載のないもの各1部、事業者名の記載のあるもの各1部）

提出書類	記載内容等
事業計画及び企画提案書	提案書に具体的に記載
収支計算書	次の事項に留意し、事業年度ごとに区分して作成 (1) 事業年度4月1日から翌年3月31日まで (2) 指定管理業務の実施に係る具体的な経費項目、積算根拠など (3) 指定管理者に支払う対象の経費とするもの (4) 消費税
自主事業収支計算書	次の事項に留意し、事業年度ごとに区分して作成 (1) 事業年度4月1日から翌年3月31日まで (2) 自主事業の実施に係る具体的な経費項目、積算根拠など (3) 指定管理者に支払う対象の経費とするもの (4) 消費税
人員配置計画書	管理運営上の適正な人員配置とするもの